

平成28年5月12日

答申第701号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、NHKビジネスクリエイトの不正経理に関し、「① 当該事実について経営執行部や監査委員会（放送法第45条）から経営委員会に報告されたときの議事録の年月日が分かる文書、② 執行部から経営委員会や監査委員会に報告した事実がないのであれば不要と判断した経緯が分かる文書、③ 当該不正経理の年度別金額、④ 内部統制上発見・防止できなかった理由、⑤ 22年度特別損失270百万円の発生年度別債権の内訳」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書のうち①は開示し、②は①を開示したことにより回答不要と取り扱った。③および⑤は、NHKビジネスクリエイトが当該案件に係る調査を委託した第三者委員会との契約で守秘義務を課せられており、調査内容を開示した場合、当該法人の事業の遂行を害するおそれがあり、いずれもNHK情報公開規程第8条1項4号に該当するため、④は文書が存在しないため、いずれも開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書のうち、④については、平成26年8月26日にNHKが公表した「NHK関連団体ガバナンス調査委員会 調査報告（要旨）」に記載があるため該当部分を開示することとする。③および⑤については、いずれもNHKは文書を保有しておらず開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書のうち、「内部統制上発見・防止できなかった理由」については開示することとしたこと、不正経理の年度別金額および平成22年度決算における特別損失2億7000万円余の発生年度別内訳については、いずれも文書が存在しないため不開示としたこと、いずれのNHKの取り扱いも妥当である。

4 審議の経過

平成28年4月26日（第237回審議委員会）第710号諮問、審議
5月12日（第238回審議委員会）審議、答申